



株式会社船井財産コンサルタンツ高松

TEL : 087-834-0122 FAX : 087-862-0988 URL : <http://www.funai-t.co.jp/>

平成 21 年 1 月 5 日から予定されている「株券電子化」。これまで“紙”だった上場企業の株券が廃止され、株式取引の全てがコンピュータ上の処理となります。しかし、現在、電子化の手続きの遅れが問題視されています。もし、タンス株をそのままにしておくと、電子化後に煩雑な作業や時間がかかってしまいます。株券電子化を直前に控えた今、もう一度タンス株がないかご確認ください。今回は、「株券電子化」と「株式譲渡時の優遇税制」について御説明いたします。

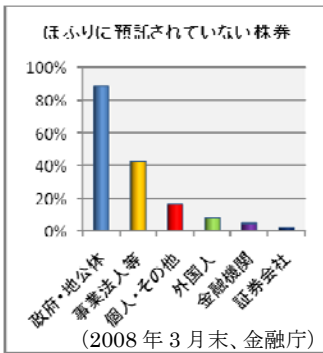
●株式電子化の手続きをしないとどうなるの？

「株券電子化」とは、上場企業の株券を電子データに切り替え、株主権の管理や売買など株式取引すべてをコンピュータ上で管理することをいいます。電子化後は法律上、全ての上場企業の**紙の株券が無効**となってしまいます。

●個人・企業の手続きの遅れが問題に

平成 20 年 3 月末時点において、証券保管振替機構(ほふり)に預託されていない株券が約 625 億株。事業法人や個人・その他の手続きの遅れが問題となっています(金融庁調べ)。

「株券電子化」は平成 21 年 1 月予定ですが、**各証券会社では株券の預け入れを受け付ける期限を設けています**(下図参照)。これは、電子化直前に多くの株券が持ち込まれることが予想され、名義書換等の作業が膨大になる恐れがあるためです。各証券会社において持ち込まれる株券の数や作業量の予測が異なるため、期日に違いがあるので事前に確認が必要となります。



9月	10月	11月	12月	H21年1月
各証券会社の株券受入の受付期限到来 ※証券会社ごとに異なる			約二週間ほふりへ預託不可	株券電子化スタート予定 株券は無効に

●「タンス株」の扱いが変わるので要注意！

すでにほふりに株券を預託している場合、株券はそのまま電子化されるため株主は特に手続きは必要ありません。が、「タンス株」は煩雑な手続きが発生することになります。

タンス株のまま電子化を迎えた場合

- 発行会社が信託銀行等に開設する「特別口座」に記録。
- 株主の権利は維持される。
- 売買時に証券会社の取引口座へ移管する手続きが必要。(但し、株券が発行されていない単元未満株は除く)

※名義変更がまだの場合

- タンス株を保有している本人には通知が届かず、株主の権利を失う恐れがあります。
- 名義株主が勝手に第三者へ売却することにより、本来の株主である本人が株主としての権利を失う恐れがあります。

また、「特別口座」は株券の流通を目的としていないため、**当該株式を売却するには煩雑な手間と時間**がかかります。

※2008年9月15日現在の法令に基づき制作しています。申告の際は最寄りの税務署等にてご確認ください。

今後、税制改正等が行われた場合には、その限りではありません。

●譲渡時の優遇税制

「みなし取得価額」や「上場株式等の譲渡益課税の軽減税率の特例」などメリットの大きな優遇措置が設けられています。平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した株式については、平成 20 年中に売却を行うと有利な場合があります。詳しくは以下のとおりです。

上場株式等の取得費の特例(みなし取得価額)

次の要件を全て満たす場合、選択により、その上場株式等の平成 13 年 10 月 1 日における終値の 80%相当額(みなし取得価額)を取得費とすることができる特例です。ただし「**一般口座**」で売却し「**確定申告**」を行う必要があります。

<適用要件>

- ・上場株式
- ・平成 13 年 9 月 30 日以前に取得した
- ・平成 15 年 1 月～平成 22 年末までの間に譲渡

上場株式等の譲渡益課税の軽減税率の特例

平成 20 年 12 月末までに上場株式等を売却した場合の譲渡所得の税率は 10%(所得税 7%、住民税 3%)とされます。金融証券税制の平成 21 年以降の変更予定は次のとおり。

期間	譲渡益の口座区分	特定口座の源泉徴収税率	確定申告の可否	申告した場合の税率
～平成20年	特定口座「源泉徴収あり」	10%	申告不要	10%
	一般口座 特定口座「源泉徴収なし」等	-	要申告	
平成21～22年	特定口座「源泉徴収あり」	10%	特定口座・一般口座等のすべての年間譲渡損益の通算金額が 500万円以下 申告不要 (源泉徴収ありの特定口座の譲渡分)	500万円以下の部分→10% 500万円超の部分→20%
	一般口座 特定口座「源泉徴収なし」等	-	要申告	
	特定口座「源泉徴収あり」	20%	申告不要	
平成23年～	一般口座	-	要申告	20%
	特定口座「源泉徴収なし」等	-	要申告	

【計算例】

取得価額が不明な場合や、取得価額がみなし取得価額よりも低い場合にはこの特例を適用する方が有利となります。さらに、平成 20 年 12 月末日までに売却を行うと軽減税率の特例(10%)も併せて適用されます。(下表参照)
※この場合のみなし取得価額は 1,600 円と仮定。

計算例	特例				原則			
売却価額	3,000							
取得価額	みなし取得価額	不明	500	2,500				
取得費	1,600	150	500	2,500				
譲渡益	1,400	2,850	2,500	500				
H21～H22に売却した場合の税額(20%)	280	570	500	100				
手取り額	2,720	2,430	2,500	2,900				
H20に売却した場合の税額(10%)	140	285	250	50				
手取り額	2,860	2,715	2,750	2,950				

(単位:円)